

# 山梨県公報

第千八百八十七号

平成二十年

九月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………五二一  
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の解除……………五二一

道路の区域変更(三件)……………五二一  
道路の供用開始(三件)……………五二二

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………五二三  
都市計画事業の認可……………五二七

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五二七  
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………五二八  
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止……………五二九  
平成二十年度製菓衛生師試験の実施……………五三〇  
松くい虫駆除命令内容の公表……………五三一  
国土調査の成果の認証……………五三二  
換地処分の実施……………五三三  
その他……………五三三

山梨県土地開発公社の一般競争入札について(二件)……………五三三

## 告示

### 山梨県告示第四百号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、  
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十年九月十八日

山梨県総合県税事務所長 輿水修策

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
小沢石油株式会社	山梨県甲府市下石田二丁目十一番三	平成二十年七月三十一日

### 山梨県告示第四百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年山梨県告示第三百六十七号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて閲覧に供する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 都留市田原九七二番地一の一部、九七三番地の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ふつ素及びその化合物

### 山梨県告示第四百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先から 甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先まで	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	三八・〇

	二・〇	
二・〇	五・二	七七・三

**山梨県告示第四百三三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 国道一三三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四六七番の四地先から 南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四六六番の二地先まで	二五・〇	二二・五	二九・五	一〇・〇
	二九・五			

**山梨県告示第四百四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 国道

- 二 路線名 国道一三三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二四七六番の二四地先から 南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二四七六番の二七地先まで	二二・〇	二二・〇	二九・〇	五五・〇
	四六・〇			

**山梨県告示第四百五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一三三号	南都留郡道志村字大振八八九六番の二地先から 南都留郡道志村字滝原八七三四番の一地先まで	八六・〇	平成二十年九月十八日

**山梨県告示第四百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	武田八幡神社線	葦崎市水神一丁目一級河川富士川左岸堤防敷地先から 葦崎市水神一丁目国道二十号地 先まで	二五・五	平成二十年 九月十八日

山梨県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山西割字西原一四〇五番の三地先から 北杜市高根町村山西割字大正寺 九八六番の四地先まで	一三三〇・〇	平成二十年 九月十九日

山梨県告示第四百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市川三郷町															市町村名		
別所沢	堂	宮沢	居平の3	居平の2	居平	宮ノ尾2	宮ノ尾1	上居村の2	上居村	下居村	大久保	片山	羽場	坂本・御屋敷	根ノ上2	根ノ上1	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)																	

弓削沢 2	弓削沢 1	塩沢川	源氏沢	黒沢 の3	黒沢	古宿 の3	古宿 の2	古宿	別所	見通 2	見通 1	堂	岩下	上ノ山	明王	洗平 の2	洗平	猿尾
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

黒沢狩川	黒沢狩川の1	細久保沢	南沢 2	南沢 1	大鳥居沢	法手沢	桶沢	黒沢入 4	黒沢入 3	黒沢入 2	黒沢入 1	内門川	黒沢	黒沢の1	梅沢	印川	弓削沢の1	弓削沢の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

一の沢	女沢	久保沢 2	久保沢 1	五八沢 2	五八沢 1	水上沢	南沢	南村沢	中の沢	関屋沢	花草里沢	小山沢川	滝の沢の 1	滝の沢の 2	無名沢	市の坪川	船久保沢	黒沢狩川の 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

市川三郷町								市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上居村	下居村	大久保	片山	羽場	坂本・御屋敷	根ノ上 2	根ノ上 1	市川三郷町	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				次の図のとおり (図面省略)						

菅の沢	古武沢	八幡沢	黒久保沢 1	黒久保沢 2	葛籠沢川	すげの沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

別所	見通 2	見通 1	堂	岩下	上ノ山	明王	洗平 の2	洗平	猿尾	別所沢	堂	宮沢	居平の3	居平の2	居平	宮ノ尾 2	宮ノ尾 1	上居村の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

黒沢入 4	黒沢入 3	黒沢入 2	黒沢入 1	内門川	黒沢	黒沢の1	梅沢	印川	弓削沢の1	弓削沢の2	弓削沢 2	弓削沢 1	源氏沢	黒沢 の3	黒沢	古宿 の3	古宿 の2	古宿
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

古武沢	一の沢	女沢	久保沢 2	五八沢 1	水上沢	南沢	南村沢	関屋沢	花草里沢	市の坪川	黒沢狩川の2	黒沢狩川の1	細久保沢	南沢 2	南沢 1	大鳥居沢	法手沢	桶沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

葛籠沢川	黒久保沢 2	黒久保沢 1	八幡沢
土石流	土石流	土石流	土石流

**山梨県告示第四〇九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称  
南アルプス市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
峡西都市計画公園事業 五・五・二号 櫛形総合公園
- 三 事業施行期間  
平成二十年九月十八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県南アルプス市大字上宮地字堤尻、牧野地内
  - 2 使用の部分 なし

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年八月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人アクティブやまなし
- 2 代表者の氏名 飯窪さかえ
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条二千九番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、広く社会全般の人々に対して、主に男女共同参画社会の形成の促進に関する事業を行い、一人ひとりの個性と能力を高め、性別等にとらわれることなく社会のあらゆる分野でこれを活かし、人々の協働による社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年八月二十九日から平成二十年十月二十八日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
きょうりつ福祉用具センター	甲府市丸の内二丁目九番一八号 勤医協ビル七階	一九七〇一〇二五一一	特定介護予防福祉用具販売及び特定福祉用具販売	平成二十年五月一日
デイサービスセンター ゆたんぼ	中央市上三條五〇八番地一	一九七三三〇〇〇六三	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年五月一日
ぬくもりの家 ゆう	南都留郡忍野村忍草一五〇八番地二	一九七二三〇〇五〇二	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年五月一日
ハートヘルパーステーション	甲斐市篠原二二三〇番地 雄ビル一〇三三	一九七二七〇〇三一一三	介護予防訪問介護及び訪問介護	平成二十年五月一日

号	名称	所在地	電話番号	サービス内容	指定年月日
	ヤマグチ薬局 上吉田店	富士吉田市上吉田七丁目二番一三三号	一九四二二〇六一七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）及び居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年五月一日
	指定介護支援事業所 ケアプランまるやま	南都留郡富士河口湖町勝山一三三三番地五	一九七二三〇〇五一一〇	居宅介護支援	平成二十年五月一日
	デイサービスセンター 赤坂台	甲斐市島上条一七二三番地一	一九七二七〇〇三二一	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年五月十二日
	有限会社こすもす本町通り通所介護事業所	韮崎市本町一丁目九番三号	一九七〇九〇〇二四五	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年五月十二日
	こぐれ眼科クリニック	中巨摩郡昭和町押越七〇番地一	一九一〇八〇二一七〇	介護予防居宅療養管理指導（みなし）、介護予防訪問リハビリテーション（みなし）、介護予防訪問看護（みなし）、居宅療養管理指導（みなし）、訪問リハビリテーション（みなし）及び訪問看護（みなし）	平成二十年五月十九日

医療法人財団 交道会 指定 介護予防通所 リハビリテー ション事業所 しもべ	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	一九七〇七〇〇 九四二	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成二十年六月 一日
医療法人財団 交道会 指定 通所リハビリ テーション事 業所しもべ	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	一九七〇七〇〇 九四二	通所リハビリテ ーション	平成二十年六月 一日
御坂共立歯科 診療所	笛吹市御坂町 八千蔵五三五 番地一	一九三二八一〇 三九二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成二十年六月 一日
優しい時間 夏狩	都留市夏狩二 一七番地五	一九七二一〇〇 二五八	通所介護	平成二十年六月 一日
わだ歯科クリ ニック	甲府市荒川二 丁目六番六号	一九三〇一〇三 三一〇	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし)、介護予 防訪問看護(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	平成二十年六月 二日
指定居宅介護 支援事業所さ	南巨摩郡増穂 町小林一七三	一九七〇七〇〇 九六七	居宅介護支援	平成二十年六月 十二日

名称	所在地	介護保険事業 番号	サービスの種類	廃止年月日
から	二番地			
ツクイ下飯田	甲府市下飯田 二丁目二番 一七号	一九七〇一〇一 四二二	居宅介護支援	平成二十年六月 十五日
アイトタウン 歯科クリニック	中央市下河東 四〇〇番地 ロックタウン 山梨中央SC 一〇一	一九三三三〇〇 一五三	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし)、介護予 防訪問看護(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	平成二十年六月 十六日
デイサービス センター 鶴 千亀万	甲斐市島上条 三二五番地	一九七二七〇〇 三三九	介護予防通所介 護及び通所介護	平成二十年六月 十六日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条、第八十二条及び第百十五条の  
五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の  
届出があった。  
平成二十年九月十八日  
山梨県知事 横内 正明

あおき薬局	中央市西花輪 五六番地三	一九四二三〇〇 〇六〇	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）及び居宅 療養管理指導（ みなし）	平成二十年五月 二十七日
有限会社ユウ ジン社 山梨 事務所	南巨摩郡増穂 町青柳町三〇 七番地 サン 豊栄ビル二F	一九七〇七〇〇 二八〇	福祉用具貸与	平成二十年五月 二十八日
ハートサービ ス身延	南巨摩郡身延 町常葉三八七 八番地	一九七〇七〇〇 八〇一	居宅介護支援	平成二十年五月 三十一日
御坂共立歯科 診療所	笛吹市御坂町 八千蔵五三八 番地	一九三二八二〇 〇九五	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）及び居宅 療養管理指導（ みなし）	平成二十年五月 三十一日
山梨ケアサー ビス	中巨摩郡昭和 町押越一〇三 番地一九	一九七〇八〇一 〇二一	介護予防訪問介 護及び訪問介護	平成二十年五月 三十一日
みらい居宅介 護支援サービ ス	中巨摩郡昭和 町河西五四七 番地二	一九七〇八〇〇 九一六	居宅介護支援	平成二十年六月 三十日
メディックス 福祉事業部	甲府市国母三 丁目一五番一 二二号	一九七〇一〇一 三三一	居宅介護支援	平成二十年六月 三十日
メディックス 福祉事業部	甲府市国母三 丁目一五番一 二二号	一九七〇一〇一 二六五	介護予防訪問介 護及び訪問介護	平成二十年六月 三十日

荒木薬局	甲州市塩山上 於曾一一三三 番地	一九四二二〇〇 〇二一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成二十年六月 三十日
特定非営利活 動法人 宅老 所 紋野パー クヴィラ	西八代郡市川 三郷町葛籠沢 四九五番地	一九七〇六〇〇 一五九	訪問介護	平成二十年六月 三十日

● 平成二十年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時  
平成二十年十一月十九日（水）午前九時から正午まで

二 試験場所  
甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法  
住所地を所管する保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間  
平成二十年九月二十九日（月）から十月三日（金）までの毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、十月三日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類  
1 受験願書  
2 履歴書  
3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類  
4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型）縦九センチメートル、横五・五センチメートル、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの一枚

5 製菓衛生師試験基準（平成十二年六月二十七日厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料  
九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）  
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表  
平成二十年十一月二十八日（金）正午に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先  
受験手続その他に関しては、最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九〇）に問い合わせること。

● 松くい虫駆除命令内容の公表  
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 区域及び期間  
1 区域  
甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間  
平成二十年十月八日から十月十四日まで

二 森林病害虫等の種類  
森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行つべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしよつとする理由  
一の一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1

の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。  
五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 調査を行った者の名称  
忍野村
- 二 調査を行った時期  
忍野村 平成十五年九月二十四日から平成十六年三月十日まで
- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
忍野村大字内野の一部地区
- 五 認証年月日

平成二十年九月九日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業身延地区（上河原工区）の換地処分を平成二十年八月二十九日実施した。  
平成二十年九月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

その他

山梨県土地開発公社公告第一号

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行う。

平成二十年九月十八日

山梨県土地開発公社理事長 新 藤 康 二

一 一般競争入札（事後審査型）に付する事項

- 1 工事名及び工事番号  
工事名 市川三郷町大塚地区拠点工業団地舗装（第二工区）工事  
工事番号 第二十 六号
  - 2 工事場所  
西八代郡市川三郷町大塚地内
  - 3 工事概要  
市川三郷町大塚地区拠点工業団地の舗装工として二号線、四号線車道舗装及び区画線等の工事を実施する。
  - 4 予定工期  
平成二十年十月から平成二十一年一月まで
  - 5 予定価格（税込み）  
千五百八十八万五千四百五十円
- 二 一般競争入札（事後審査型）の参加者の資格  
山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。
- 1 本店所在地が山梨県中北建設事務所管内（峡北支所管内を除く。）又は山梨県峡南建設事務所管内であること。

2 競争入札参加資格の等級が、舗装Aであること。

3 平成九年四月一日以降完成引渡済みの舗装工事で、請負金額五百万円以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

4 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

5 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

6 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき、適正な技術者を配置できる者であること。

7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

8 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

9 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

10 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

11 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

### 三 入札手続等

1 契約条項、設計図書等の配布

この公告の日から平成二十年十月一日までの間に、山梨県土地開発公社のホームページからダウンロードすること。

2 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格資料の提出方法

平成二十年九月二十五日から十月一日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条に規定する県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時までに山梨県土地開発公社（甲府市丸の内一丁目十番五号）に持参すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十年十月二十一日（火）午後一時三十分 山梨県社会福祉会館（甲府市丸

の内一丁目十番五号）三階会議室

4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において二に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

### 四 その他

1 最低制限価格

有る。

2 入札保証金

納付を要する。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。

3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4 契約書作成の要否

要（山梨県建設工事請負契約約款を用いる。）

5 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

### 山梨県土地開発公社公告第二号

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行う。

平成二十年九月十八日

山梨県土地開発公社理事長 新 藤 康 二

一 一般競争入札（事後審査型）に付する事項

1 工事名及び工事番号

工事名 市川三郷町大塚地区拠点工業団地舗装（第一工区）工事  
工事番号 第二十 七号

2 工事場所

西八代郡市川三郷町大塚地内

3 工事概要

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の舗装工として一号线歩道、三号线車道舗装及び区画線等の工事を実施する。

4 予定工期

平成二十年十月から平成二十一年一月まで

5 予定価格（税込み）

千百三十六万八千三百五十円

二 一般競争入札（事後審査型）の参加者の資格

山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 本店所在地が山梨県中北建設事務所管内（峡北支所管内を除く。）又は山梨県峡南建設事務所管内であること。

2 競争入札参加資格の等級が、舗装Aであること。

3 平成九年四月一日以降完成引渡済みの舗装工事で、請負金額五百万円以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

4 契約締結日の一年七月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

5 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

6 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき、適正な技術者を配置できる者であること。

7 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

8 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

9 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

10 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

11 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 入札手続等

1 契約条項、設計図書等の配布

この公告の日から平成二十年十月一日までの間に、山梨県土地開発公社のホームページからダウンロードすること。

2 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格資料の提出方法

平成二十年九月二十五日から十月一日までの山梨県の休日を含め、平成二十年山梨県条例第六号（第一条に規定する県の休日を除く）毎日、午前九時から午後五時までに山梨県土地開発公社（甲府市丸の内一丁目十番五号）に持参すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十年十月二十一日（火）午後二時三十分 山梨県社会福祉会館（甲府市丸の内一丁目十番五号）三階会議室

4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において二に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

四 その他

- 1 最低制限価格  
有る。
- 2 入札保証金  
納付を要する。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第百八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。
- 3 契約保証金  
納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 4 契約書作成の要否  
要（山梨県建設工事請負契約約款を用いる。）
- 5 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 6 その他  
詳細は、入札説明書による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番